



財産ドックでは、贈与についてのご相談も承っています。税率は相続税より高いですが、うまく活用することで相続資産の圧縮・相続税の節税が可能な贈与について解説いたします。



## 贈与税の基本

贈与税の税率は、18歳以上の者が祖父母や両親(直系尊属)から贈与を受けた場合と、それ以外の通常の場合に区別されます。(110万円の基礎控除は共通)

### ▼ 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

贈与税の速算表	基礎控除後の課税価格		税率	控除額
		200万円以下	10%	— 円
	200万円超	400万円	15%	10万円
	400万円	600万円	20%	30万円
	600万円	1,000万円	30%	90万円
	1,000万円	1,500万円	40%	190万円
	1,500万円	3,000万円	45%	265万円
	3,000万円	4,500万円	50%	415万円
	4,500万円		55%	640万円

### ▼ 通常の贈与の場合

贈与税の速算表	基礎控除後の課税価格		税率	控除額
		200万円以下	10%	— 円
	200万円超	300万円	15%	10万円
	300万円	400万円	20%	25万円
	400万円	600万円	30%	65万円
	600万円	1,000万円	40%	125万円
	1,000万円	1,500万円	45%	175万円
	1,500万円	3,000万円	50%	250万円
3,000万円		55%	400万円	

### 【計算式】

$$\left( \text{課税価格} - \text{基礎控除}(110\text{万円}) \right) \times \text{税率} - \text{速算表の控除額} = \text{贈与税額}$$

裏面にて具体的な贈与税額計算例を解説します。

引き続き裏面をご覧ください⇒



## 贈与税の計算例

孫が祖父から500万円、祖母から100万円もらう場合、孫が支払う贈与税は？

▶ 孫が 18歳以上 の場合（直系尊属から18歳以上の者への贈与）

課税価格	基礎控除	課税対象額
( 500万円 + 100万円 )	- 110万円	= 490万円
課税対象額	控除額	贈与税額
490万円 × 20%	- 30万円	= 68万円

▶ 孫が 18歳未満 の場合（通常の贈与）

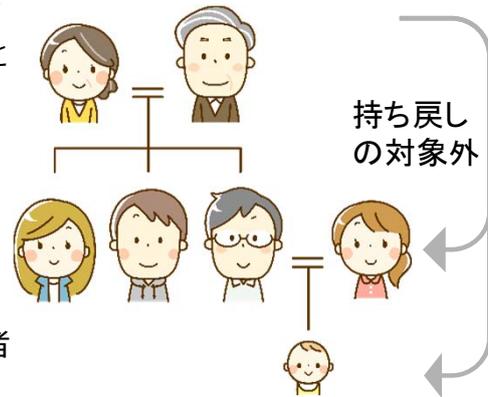
課税価格	基礎控除	課税対象額
( 500万円 + 100万円 )	- 110万円	= 490万円
課税対象額	控除額	贈与税額
490万円 × 30%	- 65万円	= 82万円

## 令和5年度の税制改正と贈与

令和5年度の税制改正によって、相続開始前3年以内の贈与が持ち戻しが7年に延長され、贈与から7年経たないと節税にならない部分ができます。

ですので、相続を見越した贈与は、計画的に行っていくことが資産を守るために肝要です。

持ち戻しの対象となるのは、相続や遺贈によって財産を取得した者（多くの場合は法定相続人）に限られるので、例えば長男の配偶者や孫に対する贈与は改正後も対象外です。ですので、相続発生直前に長男の配偶者や孫に贈与をすることは節税になります。



相続発生までに時間的猶予があれば、予め相続税を試算し、計画的に現金や不動産を贈与をしたり、誰にどれくらいの財産を相続すればよいか検討したり、節税効果の高い対策をうつことができます。ですので、相続財産をお持ちの方には、生前元気なうちに相続税がどれくらいかかるか把握しておくこと、そして、ご家族とその情報を共有していただくことを強くオススメしています。

**個別相談・セミナー ともにハネットグループのお客様は無料、お気軽にお申し込みください!**



株式会社 財産ドック

豊橋事務所 / 〒440-0815 豊橋市中世古町123

TEL 0532-53-8035 FAX 0532-54-4320

名古屋事務所 / 〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町8-13

TEL 052-882-0442 FAX 052-882-0479

